

**令和6年度 山梨地方最低賃金審議会  
第1回 特定最低賃金合同専門部会 議事録**

1 日 時 令和6年10月2日（水）午前9時25分～午前11時35分

2 場 所 山梨県立やまなし地域づくり交流センター

3 出席者

電機専門部会 公益代表：石垣委員、今井委員、門野委員  
労働者代表：小林賢委員、小林正博委員、三輪委員  
使用者代表：佐々木委員、山岸委員

自動車専門部会 公益代表：今井委員、岡松委員、門野委員  
労働者代表：櫻井委員、内藤委員  
使用者代表：海宝委員、松下委員、依田委員

事務局：小林労働基準部長、鈴木賃金室長、  
篠原賃金指導官

4 議事

- (1) 特定最低賃金改正の審議日程について
- (2) 資料説明
- (3) 基本的見解の発表及び改正審議
- (4) 今年度の審議の進め方について
- (5) その他

5 審議会内容

(賃金指導官)

皆様おはようございます。

定刻少し前ですが、御出席予定の方皆様お揃いですので早速開催させていただきます。

ただいまから、山梨地方最低賃金審議会、第1回山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会及び第1回山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会の合同の専門部会を開催いたします。

本日は、電機専門部会におきまして使用者側加藤委員、自動車専門部会におきまして労働者側の千葉委員から欠席の御連絡をいただいておりますが、いずれの専門部会におきまして、全委員の3分の2以上、かつ、各側3分の1以上の委員の御出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令の第5条第2項の規定によりまして、専門部会を開催し、決議することができますことを報告いたします。

また、この専門部会は一般に公開をしております。

事前に公開、傍聴希望の公示をいたしました但、傍聴希望者はおられませんでしたので、併せて報告いたします。

本日は、本年度最初の専門部会ということでございますので、部会長が選出されるまでの間、事務局で進行を務めさせていただきます。

また、皆様方の机の上に任命通知書を置かせていただいております。

御了承いただければありがたいと思ひます。

また、御確認も併せてお願いしたいというふうにお思ひます。

よろしくお願ひいたします。

それでは、労働基準部長の小林から御挨拶申し上げます。

#### (労働基準部長挨拶)

本年度第1回目の特定最低賃金合同専門部会の開会に当たりまして、ひと言御挨拶申し上げます。

まず、本日、皆様、本務御多用の中、日程を調整いただきまして、本日御参加いただきましたことに感謝申し上げます。

ありがとうございます。

これから皆様に御審議いただきます、電機及び自動車関係の特定最低賃金につきましては、8月21日に最低賃金審議会で「改正の必要性あり」との御答申をいただきまして、同日、山梨労働局長から改正の諮問を行い、本部会の設置及び本日の開催に至ったところでございます。

特定最低賃金につきましては、皆様ご存じのところかとは思ひますが、関係労使のイニシアティブにより決定されるという性格のものでございます。

つきましては、労使双方の委員の皆様のお自発的な御協力を賜りまして審議を進めていただく必要がございます。

また、関係労使の皆様方が、これまで長年築き上げてこられた信頼関係の下で、御審議を円滑に進めていただき、是非全会一致での決定をいただきますよう、お願い申し上げます。

是非ともよろしくお願ひいたします。

以上をもちまして、私のほうから、簡単ではございますけれども挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願ひいたします。

#### (賃金指導官)

続きまして、お手元にお配りした資料の確認をさせていただきます。

次第から始まって、一枚ものが五つ続きます。

次第、配席表、そして、電機と自動車のそれぞれの専門部会の委員名簿、そして

専門部会の日程案、ここまでが一枚物となります。

その後、クリップでとまっておりますけれども、電機と自動車のそれぞれ労働者側と使用者側の基本的見解をひとつでクリップ留めさせていただいております。

その後ろに、ホッチキス留めした資料となりますが、少し厚い、審議資料、第1回特定最低賃金専門部会ということで、厚めの資料が一つ、そして、ホッチキス留め、少し薄くなりますけれども、参考資料というものがその後ろにございます。

そして最後に、関係規定・法令集という、少し薄めのホッチキス留めしたものを用意させていただきました。

欠けているものがございますようであれば、直ちに補充させていただきたいと思っておりますけれども、お手元の資料、大丈夫そうでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、資料については確認させていただきました。

続きまして、各委員の御紹介ということになりますけれども、お手元に委員名簿と配席表をお配りしておりますので、誠に恐縮ですけれども、これをもちまして御紹介に代えさせていただきたいと思っております。

大変失礼ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(賃金指導官)

続きまして次第の3ということになります。

部会長及び部会長代理の選出でございます。

最低賃金法第25条第4項の規定に基づきまして、部会長そして部会長代理を、公益委員の中から選出していただくこととなります。

いかがでしょうか。

(今井委員)

公益委員のほうから申し上げます。

事前に専門部会所属の公益委員の中で調整をしました結果、電機の専門部会につきましては、部会長を私、部会長代理を門野委員に、自動車の専門部会につきましては、部会長を門野委員に、部会長代理を私、ということで、それぞれ提案させていただきたいと思っております。

(賃金指導官)

ありがとうございます。

ただいま、今井委員から御提案がございました、電機専門部会につきましては、部会長を今井委員、部会長代理を門野委員に、そして、自動車専門部会につきましては、部会長を門野委員に、部会長代理を今井委員に、それぞれお願いするとの提案でございます。

お諮りしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員一同)

(異議なし)

(賃金指導官)

ありがとうございます。

それでは、全会一致で、それぞれ専門部会の部会長、部会長代理の選出がなされました。

お手元の名簿にですね、部会長につきましては二重丸、部会長代理については一重丸ということで、ここにはそこまでの注意書きがございませんが、お手元にお書き足しいただきたいと思います。

電機のほうは、今井委員の名前の左が二重丸となります。

門野委員のほうが一重丸となります。

また、自動車の部会ですけれども、門野委員の御名前の左側に二重丸、今井委員の左側に一重丸の記入をいただければと思います。

二重丸が部会長、一重丸が部会長代理ということになります。

それでは、電機の専門部会の今井部会長、そして、自動車の部会の門野部会長に、それぞれ御挨拶をいただきたいと思います。

以後の合同部会の議事進行につきましては、両部会長で御相談いただきまして、議事進行をお願いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

(今井部会長)

それでは、電機のほうの部会長に選出されました今井でございます。

先程、労働基準部長さんのほうからもお話がありまして、労使双方のイニシアティブによりまして、特定最低賃金は決定されるという性格でございます。

部長さんのほうからのお話もございましたけれども、ぜひ、丁寧な議論をして、全会一致で決められますように、皆様の御協力をよろしく願いいたします。

以上です。

(門野部会長)

自動車部会の部会長を務めさせていただきます門野と申します。

よろしく願いいたします。

私は、昨年度も自動車部会の部会長を務めましたけれども、特殊な事情がございまして、実質的には今年度が初めてということになりますことから、不慣れなことも多々あるかと思いますが、自動車部会におきましても労使双方のイニシアティブ

のもと御審議を深めていただき、全会一致での御判断に至りますよう御協力をよろしくお願いいたします。

### 【 議事（１）特定最低賃金改正の審議日程について 】

（今井部会長）

それでは、議事進行なんですけれども、門野委員と相談しました結果、本日は、私が座長として議事進行をさせていただくことになりました。

よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議事の「（１）特定最低賃金改正の審議日程について」、事務局から説明をお願いいたします。

（賃金室長）

それでは、説明させていただきますが、着座にて失礼いたします。

お手元にお配りしております、一枚紙の「令和６年度山梨地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会日程（案）」を御用意いただければと思います。

各委員の皆様におかれましては、御多用のところ、日程調整に御協力をいただき、誠にありがとうございました。

お手元にお配りしました案のとおり日程を決めさせていただき、メールにてお知らせしておりますが、改めまして、御了承いただきたいと思います。

具体的な日程につきまして申し上げますと、まず、電機の専門部会につきましては、第２回を10月11日金曜日、午前９時30分から、第３回を10月29日火曜日、午前９時30分からと設定させていただいており、この日までに御結審いただくことを想定しての日程でございます。

次に、自動車の専門部会につきましては、第２回を10月29日火曜日、午後２時から、第３回を11月５日火曜日午後２時からと設定させていただいており、こちらのほうもこの日までに御結審いただくことを想定しての日程でございます。

会場につきましては、山梨労働局庁舎内の１階会議室又は３階会議室のいずれで行いたいと思います。

また、結審に至ったものの、専門部会において全会一致とならなかった場合に備えまして、11月13日水曜日、午前10時から本年度第５回目の本審の予定をしております。

さらに、専門部会におきまして全会一致で結審した場合、又は専門部会で全会一致に至らず、本審において結審した場合のいずれにおきましても、結審後、特定最低賃金の改正につきまして労働局長あてに答申をいただくこととなります。

この答申の要旨を公示した後、関係労使から異議申出がなされた場合には、この

異議申出について審議する本審、いわゆる「異議審」を開催することとなります。

この異議審を開催する場合につきましては、別途、本審の委員の皆様方には日程調整をさせていただくこととなっております。

なお、例年、特定最低賃金につきましては、異議の申出はなされておられません。以上でございます。

(今井部会長)

ただいまの事務局からの説明に対して、何か御質問等がございますでしょうか。

(各側委員)

(質問等なし。)

(今井部会長)

よろしいでしょうか。

それでは、今後、各専門部会につきましては、事務局から示されました日程によって開催していくことといたします。

## 【 議事（２）資料説明 】

(今井部会長)

次に、議事の「（２）資料説明」に移ります。

事務局から説明をお願いいたします。

(賃金室長)

それでは、説明させていただきます。

少し長くなりますが御容赦ください。

お手元にお配りしております資料のうち、表紙に「山梨地方最低賃金 審議会 審議資料」一番厚いものとなります。

それから、「山梨地方最低賃金審議会 参考資料」、それから「山梨地方最低賃金審議会 関係規定・法令集」の3つを御用意いただければと思います。

まず、参考資料の1ページ、資料1を御覧ください。

今回、初めて専門部会の委員に就任いただきました委員の方もいらっしゃいますので、最低賃金や最低賃金審議会につきまして、基本的な事項の一部を説明させていただきます。

まず、地域別最低賃金と特定最低賃金についての説明でございます。

最低賃金には、地域別最低賃金と特定最低賃金の2種類がございます。

地域別最低賃金は、都道府県ごとに決定することが法令で義務付けられており、

原則として、産業や職業の種類を問わず、各都道府県内の事業場で働く全ての労働者と、労働者を1人でも使用している全ての使用者に適用されることとなっております。

次に、特定最低賃金につきましては、それぞれ該当する産業に属する事業場の労働者とその使用者に限定されて適用されるものになります。

特定最低賃金の性格としましては、企業内における賃金水準を設定する際の労使の取組みを補完するもので、公正な賃金決定に資することを目的としております。

地域別最低賃金につきましては、必ず各都道府県で決定すべきものになりますけれども、特定最低賃金については、関係労使の申出により決定されるもので、関係労使のイニシアティブにより設定される民事的なルール、という性格のものとなります。

御覧いただく資料が変わりますけれども、審議資料、一番厚いものの3ページ、資料2を御覧ください。

山梨県内を適用地域としている特定最低賃金としては、「山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」と「山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金」の2種類となります。

皆様方にそれぞれ御審議いただくものとなっております。

昨年発効となった最低賃金額は、電機が1時間997円、自動車が971円となっております。

山梨県最低賃金は、昨日、令和6年10月1日から988円に改正されております。

自動車は971円ですので、現在は山梨県最低賃金に埋没している状況となっております。

自動車の特定最低賃金が適用となっている使用者及び労働者に適用される最低賃金は、審議していただいた結果の新たな金額が発効となるまでは、最低賃金は971円ではなく988円が最低賃金となります。

特定最低賃金につきましては、地域別最低賃金を上回るものとされておりますので、改正の場合は、地域別最低賃金を上回る989円以上となる必要がございます。

参考資料にお戻りいただきまして、3ページ、資料3を御覧ください。

山梨地方最低賃金審議会の構成図となっております。

この図の右側が特定最低賃金に関するものとなり、特定最低賃金検討委員会と特定最低賃金専門部会がございます。

続いて4ページ、資料4を御覧ください。

こちらのほうが、特定最低賃金の改正の手続きが示された図となっております。

特定最低賃金につきましては、図の上の段にあります、関係労使からの申出を受けまして、労働局長が「改正決定の必要性の有無」について、最低賃金審議会に諮問を行います。

この諮問を受けまして、審議会では、先ほどの図にございました特定最低賃金検

討委員会を設置して、改正決定の必要性の有無について審議をしていただきます。

これが、この図の上の段の点線で囲まれた部分となりますが、検討委員会につきましては、本年は8月9日に開催され、「改正決定の必要性あり」との結論となりました。

その後、8月21日に開催されました最低賃金審議会の第4回本審におきまして、労働局長あてに、改正決定の必要性ありとの答申をいただきました。

この答申を受けまして、今度は特定最低賃金の改正についての諮問を行わせていただき、本日から開催してまいります特定最低賃金専門部会におきまして、審議いただくこととなります。

4ページの図では、下の段の点線で囲まれた部分が専門部会における審議となります。

その後の流れですけれども、専門部会におきまして、特定最低賃金の改定額を決定いただき、労働局長あてに答申をいただきますと、この答申の要旨を15日間公示いたします。

この15日間は、関係労使からの異議申出を受け付ける期間となりまして、この期間中に異議申出がなければ、その後、官報公示を行い、30日経過後に改定額の効力が発生するということとなります。

もし、異議申出がなされた場合には、先ほどの日程説明の際にも触れさせていただきましたけれども、当該異議申出につきまして、改めて、本審、いわゆる「異議審」を開催して、審議いただくこととなります。

この異議審を経て、改定額が確定した後は、やはり官報公示を行いまして、30日経過した後に効力が発生するという流れになります。

次に、5ページの資料5を御覧ください。

特定最低賃金の決定、改正等につきましては、これまでの資料でもありまして、関係労使からの申出が必要となります。

申出の形式としては、労働協約ケースと公正競争ケースの2つの形式がございます。

労働協約ケースは、基幹的労働者の相当数について、賃金の最低額に関する労働協約が適用されている場合に申出をいただく方式となります。

山梨の場合は、自動車・同附属品製造業最低賃金がこの方式になります。

公正競争ケースは、必ずしも労働組合でなくても良いわけですが、事業の公正競争を確保するという理由から最低賃金の適用を受ける労働者の合意によって行われる申出ということになります。

山梨の場合、電気機械器具等製造業最低賃金がこの方式になります。

申出要件の労働者数につきましては、労働協約ケースも公正競争ケースも、改正の場合では、労働者数が適用労働者の概ね3分の1以上ということが要件でございます。

加えて、改正につきましては、申出いただいた中で最も低い額を定めた労働協約の協約賃金額を上回る改正はできないということとされており、現行の各業種の特定最低賃金額よりも、申出いただいた労働協約の中の最低額の方が高いということが要件になるということでございます。

次に飛びまして、最後のページ、10ページを御覧ください。

こちらは、平成14年の中央最低賃金審議会の了承事項である「中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告」の抜粋資料となります。

上から二つ目の黒丸の項目のうち③のアンダーラインがある記述ですけれども、「金額審議については、全会一致の議決に至るよう努力することが望ましい」とされており、

この点に御留意いただきまして、本専門部会におきましては、労使の御協力のもと、全会一致による決議をできる限りお願いしたいところでございます。

この全会一致に関しまして、「専門部会の専決」の制度について説明させていただきます。

お手元の資料のうち、関係規定・法令集を御用意いただければと思います。

この資料の1ページを御覧ください。

こちらは、本年度における山梨地方最低賃金審議会の運営について定めた規定となっております。

下から5行目の、第1の2の(2)のエですけれども、「特定最低賃金の改正に当たっては、最低賃金審議会令第6条第5項における「専門部会の決議をもって本審の決議とする」旨の規定の適用ができることとするが、この適用は、専門部会における決議が全会一致の場合に限る」とされており、

この規定を踏まえまして、8月21日に開催されました第4回の本審におきまして、「専門部会における決議が全会一致であった場合には、これを本審の決議とすること」について、事前に決議をいただいております。

このため、専門部会の金額決議が全会一致であった場合には、そのまま山梨地方最低賃金審議会の決議となり、山梨労働局長への改定額の答申に至ることとなります。

また、専門部会の決議が全会一致でなかった場合には、11月13日に予定しております本審におきまして、採決の上、決定するということとなります。

資料が変わりますが、審議会資料、薄いものの1ページ、資料1を御覧ください。

こちらは、本年度の特定最低賃金改正決定に係る申出状況を取りまとめた資料でございます。

ここで、本年度の御審議をいただく際に、御留意をお願いしたい点について説明いたします。

先ほど、特定最低賃金改正の申出の形式について説明させていただいた際、併せて、改正については、申出の中で最も低い額を定めた労働協約の金額を上回る改正

はできないことについて説明いたしました。

この表の一番右側の列が、本年度の申出において最も低い労働協約の金額となります。

続きまして5ページ、資料3を御覧ください。

こちらは、令和6年3月末現在で、最低賃金の全国加重平均額の一覧表となります。

表の一番上が地域別最低賃金額になりますが、令和5年度の地域別最低賃金額の加重平均額は1,004円でした。

今年度改正されました、朱書きしておりますけれども、今年度、全国における地域別最低賃金が10月1日から順次改定されていきますが、全国における加重平均が51円上昇しまして、1,055円となります。

次に、赤色の四角で囲んでいる部分ですけれども、特定最低賃金の電機の全国の加重平均額は960円、輸送用機械器具関係は1,002円となっております。

山梨では、電機の特定最低賃金は全国の加重平均額より高く、一方、自動車の特定最低賃金は全国の加重平均額よりも低い金額ということになっています。

7ページの資料4を御覧ください。

こちらは電気機械器具関係、輸送用機械器具関係の特定最低賃金を設定している都道府県別の資料となります。

都道府県によって業種のくくりが一部異なっております。

特に輸送用機械器具製造業関係につきましては、自動車のほか船舶や建設機械や自転車が入っていたり、逆に自動車の対象外となっていたり、県によって様々なものを輸送用機械器具製造業関係として、ひとくくりにしてあることに御留意いただければと思います。

続きまして9ページ、資料5を御覧ください。

こちらは、昨年度の全国における特定最低賃金の審議結果の資料となります。

次に11ページ、資料6を御覧ください。

これは、平成23年度以降の全国における特定最低賃金の年内発効状況の一覧表となります。

特定最低賃金の改定につきましては、年内発効を目指すことにしております、実際、その多くが年内に発効されていることが、この表で分かります。

先ほどの7ページ、資料4にお戻りいただきます。

それぞれの表の一番右の列が昨年度の発効日となっております。

山梨県につきましては、電機が令和5年12月16日、自動車が令和5年12月10日に発効ということになっております。

続きまして、おめくりいただきまして13ページの資料7を御覧ください。

この表は、答申日ごとに、異議申出期間や官報公示の手続きに要する日数を考慮した上で、改定後の特定最低賃金が発効となる最短の日を一覧にした表となります。

13ページの10月31日のところに赤いラインを引いてありますけれども、曜日の関係がございまして、10月31日に答申をいただくと、年内発効するというという、そんな表になっております。

続きまして、17ページ、資料8を御覧ください。

こちらのほうは、山梨県の特定最低賃金改正の推移で、平成元年度から令和5年度までの一覧となります。

一番右側の列が採決の状況になりますが、「白丸が全会一致」、「黒丸が使用者側全員反対」、「黒三角が労働者側全員反対」等の記号で表示しています。

多くは、白丸の全会一致で答申をいただいております。

次に19ページ、資料9を御覧いただければと思います。

こちらは、山梨県の地域別最低賃金と特定最低賃金の推移の一覧表です。

各年の引上げ額と引上げ率もあわせて記載しておりますので、御参考に見ていただければと思います。

つづきまして、21ページ資料10、23ページ資料11は、それぞれ電機、自動車関係の最低賃金推移一覧表ですけれども、表の右側2列に、「未満率」と「影響率」を記載しております。

この未満率とは、現行の最低賃金額に対して、最低賃金額を下回っている労働者の割合で、影響率というのは、新しい最低賃金額に改正された後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者の割合のことを言います。

未満率と影響率のデータにつきましては、毎年6月に、製造業につきましては労働者100人未満の事業所、その他の業種につきましては労働者30人未満の事業所を対象として実施しております「最低賃金に関する基礎調査」からのデータとなります。

次に25ページ、資料12を御覧ください。

こちらは、常用労働者の一人当たりの、平均の1か月の所定内給与額と労働時間の推移の資料で、山梨県が毎月公表している毎月勤労統計調査から、毎月の数値を拾いまして、令和5年1月から令和6年4月までをとりまとめた表となっております。

25ページが「全産業」と「製造業」、26ページが「E28 電子部品・デバイス・電子回路製造業」と「E29 電気機械器具製造業」、27ページが「E30 情報通信機械器具製造業」と「E31 輸送用機械器具製造業」になっております。

それぞれの項目名にあります「E28」などの記号につきましては、日本標準産業分類の中分類の番号になります。

次に29ページ、資料13を御覧ください。

こちらは、昨年度の「賃金構造基本統計調査結果」の一部を記載したもので、29ページは全国の状況、30ページは県内の状況の資料となっております。

一番右側の「時間換算額」につきましては、所定内給与額を所定内実労働時間数

で割ったものとなります。

続きまして31ページ、資料14を御覧ください。

こちらは、本年度の最低賃金に係る基礎調査結果のうち、電機と自動車関係に該当する業種分を取りまとめた表となっております。

一番左側の列が時間当り所定内賃金とあり、3手当を除くとありますけれども、その3手当とは、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、この手当を除いた賃金額ということになります。

一番左側の賃金の階級の幅ですが、現在の自動車の特定最低賃金額近辺、具体的には971円から33ページの1,059円までにつきましては、1円刻みとしておりますが、その他の階級につきましては、10円刻みとしております。

また、数字が2段書きで記載されていますが、上側の数字は、その階級までの累積の労働者数を表しており、下側のかっこ内の数字は、累積の労働者数の全体に占める割合を表しています。

次に36ページ、37ページはグラフになっていますが、これは先ほどの表のデータをそれぞれグラフ化したものです。

このグラフにつきましては、各階級の労働者数は、累積の数ではなく、当該階級の人数を表しています。

続きまして39ページ資料15、それから43ページ資料16につきましては、本年度の最低賃金に係る基礎調査結果に基づきまして、電機と自動車、それぞれの現在の最低賃金額を下回っている労働者の比率である未満率を算出した結果と、今後、最低賃金が改定された場合に、当該改定額を下回ることとなる労働者の割合である影響率を現在の金額から1円刻みで試算した結果を示した資料となります。

つづきまして47ページ、資料17を御覧ください。

本省が実施した、今年度の「賃金改定状況調査結果」の概要になります。

49ページからの各表のデータは、AからCのランク別に記載がなされております。山梨県はBランクですので、Bランクの欄をそれぞれ赤枠で囲っております。

49ページの第1表につきましては、本年になってから賃金引上げを実施した事業所、引下げを実施した事業所、賃金改定を実施していない事業所などの割合が記載されております。

次に52ページと53ページですけれども、第4表の①は、男女別の賃金上昇率を、第4表の②につきましては、一般労働者、パート労働者別の賃金上昇率を業種別に示しています。

次に59ページの資料18を御覧ください。

こちらは、61ページから資料としております、各種経済指標の主なポイントを取りまとめた一覧となります。

表の中ほどの「ページ」の列には、各資料が何ページにあるかを記載しておりますので、後ほど資料を御確認いただく際に御活用いただければと思います。

説明は以上でございます。

(今井部会長)

ありがとうございました。

ただいまの説明について、何か御質問、御意見等がございますでしょうか。

(各側委員)

(質問、意見等なし)

### 【 議事（3） 基本的見解の発表及び改正審議 】

(今井部会長)

ないようですので、次に移ります。

それでは、次に議題の「（3） 基本的見解の発表及び改正審議」に入ります。

まず、労使各側から、金額審議に臨む基本的見解を発表していただきます。

最初に、電機関係の労働者側からお願いいたします。

(小林賢委員)

はい、おはようございます。

それでは、電機につきましてはですね、私のほうから、お手元にあります資料を読み上げさせていただいて、見解とさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

電機の小林と申します、よろしくお願ひします。

金額改正に当たっての労働側基本見解。

2024年山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業特定、産業別、最低賃金の改正に当たり、労働者側委員の基本的な見解について下記の通り述べさせていただきます。

各委員の皆様の御理解をお願いいたします。

記。

1、日本経済は、2023年度の名目成長率が4.9%、物価変動の影響を取り除いた実質成長率が0.8%となるなど、継続して緩やかな回復傾向にあります。

政府は月例経済報告において、景気の基調判断を「景気は、一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復している。先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。」としています。

また、県内の状況に目を向けますと、2024年8月30日発表の県内有効求人倍率は1.27倍、正社員有効求人倍率は1.01倍と昨年に比べ上昇傾向にあります。

また、9月24日発表の山梨県金融経済概観、日銀甲府支店、におきましてもですね、「県内景気は、一部に弱めの動きが見られるものの、緩やかに持ち直している。」としており、電気機械や電子部品関連についての指標の動きについても上昇傾向にあるというのが見て取れます。

一方で、我々を取り巻く環境は、昨年来の急激な物価上昇による生活への影響が顕著となっており、9月発表の消費者物価指数も、総合指数で109.1と前年同月比3.0%の上昇となっています。

電機産業については、社会のデジタル化、脱炭素化に対する期待が高まると予想されている事に加えまして、第4次産業革命と呼ばれるますIoTやビッグデータ、ロボット、人工知能などの急速な発展を受け、これらの技術、社会状況の動向を見極め、電機産業が持つ高品質なものづくり技術や情報産業技術などの強みを活かし、新たな価値を生み出していくことが期待されています。

このように、経済成長、社会への貢献と新たな雇用の創出に寄与することが期待される電機産業の継続的な発展を支える優秀な人材の確保の面からも、法定電機最低賃金の金額改正の取り組みが必要であると考えております。

2、電機産業の従業員数は、全国平均で製造業の約15%を占めており、山梨県内においては20%以上を占めています。

また、雇用者数のみならず生産額、出荷額などにおいても20%近くを占める主要産業であり、他産業と比較しても山梨県の経済における重要な役割を担っていると言えますが、大手企業から中小・零細企業まで裾野の広い産業構造になっている事から産業内の賃金格差が大きい実態にあります。

したがって、電機産業に関わる労働者の生活安定と、事業の公正競争の確保を図るうえで、適正水準への改善は必要不可欠であり、電機産業の継続的な発展を支える優秀な人材の確保の面からも、この取り組みが必要であると考えております。

表につきましては、お読み取りいただければというふうに思います。

3として、我々電機産業に関わる労働組合の団体であります電機連合はですね、2024年闘争において、開発・設計職基幹労働者賃金を中心に、賃金水準改善として10,000円以上の引上げが図られました。

こうした結果を法定電機最低賃金に反映する必要があるものと考えております。

24年春季闘争の賃上げ実績という形で載せさせていただきます。

上の表は、電機連合に加盟する平均賃上げ額ということで、こちらにつきまして、大手を除く中堅、中小組合の結果という形にさせていただいております。

その下のほうが県内ということで、連合山梨加盟組合の平均賃金引上げ額の加重平均のものを記載させていただいております。

4、上記3の取り組みの中で、電機連合各加盟組合はですね、企業内のミニマム基準となります「企業内最低賃金」についての金額改定要求を行い、月額で184,500円ということで、昨年から11,000円引上げの水準となりました。

この水準の時間当たり換算額は1,194円というふうになります。

同じ産業で働く労働者の公正な賃金決定と均等・均衡処遇の実現に向け、絶対額  
の水準重視によりまして、電機連合加盟組合の企業内最低賃金1,194円と特定最低  
賃金ですね、山梨県の電気機械機具等製造業は997円でございますけれども、こち  
らの格差改善を求めたいということでございます。

以上でございます。

(今井部会長)

はい、ありがとうございました。

質問等は後ほど一括していただくことにいたしまして、続いて電機関係の使用者  
側からお願いいたします。

(山岸委員)

それでは、使用者側の基本的見解につきましては、私、山岸のほうから説明をさ  
せていただきます。

お手元のペーパーを見ながら、読ませていただきます。

令和6年度山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械  
器具製造業最低賃金の審議に係る使用者側見解でございます。

今年度の山梨県電子部品製造業等の最低賃金の審議に臨み、以下に使用者側見解  
を述べます。

1、はじめに。

本年度の地域別最低賃金の審議におきましては、物価高騰への対応や政府方針を  
強く意識した目安額の影響を受けつつ、行労使がそれぞれの立場から議論を積み上  
げ、50円という賃上げに合意したところであります。

一方で、当特定最低賃金の審議は、「公正競争ケース」として、賃金の不当な切  
下げの防止と事業の公正競争を確保するために行われるものであることを鑑み、公  
正競争を阻害する要因の有無、また公正競争を確保するために適切な賃金水準など、  
本来的な検討材料に基づく審議をお願いするものであります。

2、山梨県の経済及び雇用の状況。

日本銀行甲府支店から9月24日に公表された「山梨県金融経済概観」によりまし  
と、「県内景気は、一部に弱めの動きがみられるものの、緩やかに持ち直してい  
る。」とされ、業種別の生産動向については、電気機械が「持ち直しつつある。」  
とし、電子部品・デバイスについては「緩やかに持ち直している。」としています。

甲府財務事務所から8月6日に公表された「最近の山梨県の経済情勢」におい  
ては、総括判断としては、「一部に弱さが見られるものの持ち直している」としてい  
ますが、生産活動については「弱含んでいる」としています。

また雇用においては、令和6年8月30日公表の山梨労働局報道資料によると、7

月の有効求人倍率、季節調整値は1.27倍で、前月に比べて0.01ポイント低下、産業別の新規求人数の対前年同月比では、電気機械器具製造業で17.2%、15人と増加、電子部品・デバイス・電子回路製造業でも37.5%、12人の増加となっているなど、県内景気全般は概ね均衡状態にあると思われます。

しかしながら、本県中小企業経営者の多くから、製品価格の転嫁が不十分な現状とともに景況感についても下降感を感じるとの声も聞かれます。

### 3、今年度の審議における使用者側の基本的見解。

以上のとおり、各種経済指標から全体的な傾向を見ると、昨年同時期に比べ企業経営の改善傾向は伺われますが、常に技術革新への対応や不安定な国際的需給の影響を受けやすい電子部品、デバイス、電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業における経営環境は依存として厳しいものがあると考えます。

地域における雇用の主たる担い手である中小・小規模事業者の支払能力を超えた特定最賃の上昇は、労働時間の短縮や雇用人員の減少につながるのみならず、中小・小規模事業者の経営の根幹を脅かし、事業継続にも支障をきたすおそれもあります。

当特定最賃においては、これまでの労使の協議により、近年は全国トップクラスの水準を確保しており、既に公正競争を確保する水準にあるものと認識しております。

今年度の審議では、厳しい経営環境にある中小・小規模事業者の事業継続と雇用維持に配慮した審議を行いたいと考えております。

以上でございます。

(今井部会長)

ありがとうございました。

続いて、自動車関係の労働者側からお願いします。

(櫻井委員)

自動車の委員を務めます櫻井です、よろしく申し上げます。

それでは、私のほうから見解を述べさせていただきます。

1番、景気動向についてになります。

国内経済は、内閣府の発表によりますと2024年4～6月期の実質GDPは前期比0.7%、年換算で2.9%であり、9月の月例経済報告では「景気は、一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復している」としております。

また、物価の変動を反映させた6月の実質賃金は27か月ぶりにプラスに転じたのを契機に7月の実質賃金もプラスで推移しており、2024春闘の賃金の改善が結果となって現れております。

先行きについては、内需主導で緩やかに回復する見通しで、2024年度の実質GDP

成長率は+1.0%、2025年度は+1.3%と予想されております。

県内の経済ですが、山梨中央銀行の9月発表では「緩やかな持ち直しの動きに足踏みがみられる」という表現ながら、7月の県内の有効求人倍率は1.27倍、新規求人数は前年同月比8.2%増と製造業、情報通信業、卸売業・小売業などで増加し、人手不足の問題は続いています。

自動車部品の受注・生産は、納入先や取扱製品によるばらつきはみられますが、全体としては上向いてきている。

一部自動車メーカーの認証不正問題の影響はさほどみられず、比較的堅調な受注を確保している先もある。

以上が山梨中央銀行の9月調査資料になります。

2番、こちらは、山梨県内の2024年春闘賃上げ結果を公表したのになります。

先程、電機にも記載がありましたが、同じ形になります。

全体では、賃上げ率は4.65%。

この、地場というのは県内の企業に焦点を当てると5.1%というような賃上げ結果となっております。

3番は、県内の賃金と我々「自動車・同附属品製造業」最低賃金971円との水準の比較をしたのになります。

昨年、今年というふうな形で、企業規模、割と小さめなところ、ここを比較したものになります。

お読み取りください。

次に、高卒初任給、これも比較した形になります。

いずれもですね、今回最低賃金でいただいている資料から持ってきた資料になりますが、この初任給に時間給はありませんので、1か月の法定労働時間数で割った数字、こちらを時間給として比較をしたのになります。

次に4、上部団体、金属労協JCMの2024年の最賃の方針になります。

①、成果の適正配分と実質賃金の引上げ。

マクロ生産性向上に見合った賃金への配分、物価上昇に対応した実質賃金確保という考え方に立ち、就業者1人当たり実質GDP成長率、消費者物価上昇率を踏まえ、総合的な判断を行った上で、実質賃金を引上げていくことが基本となる。

②「人への投資」による「現場力」の強化。

賃金の引上げを基軸とした「人への投資」の勢いを一層強化し、モチベーションの維持・向上、産業・企業の魅力向上による人材の確保・定着を図り、現場力・企業競争力の強化につなげる。

③、企業内最低賃金協定に準拠した水準への引上げをめざす。

月額177,000円、時間当たりになりますと1,100円、これを「最低到達目標」と位置付け、取り組むこととしております。

④、地域別最低賃金を上回る水準を確保し、その水準差を維持しつつ、さらに基

幹労働者にふさわしい水準への引上げを図る。

少なくとも地域別最低賃金の引上げ額以上の引上げを確保する。

これがJCMの基本方針であります。

これらを受けてまとめになります。

地域別最低賃金は、その地域の全ての労働者を対象としたセーフティーネットであるのに対し、特定最低賃金は基幹的労働者を対象とし、同じ産業で働く労働者の賃金の底上げ・格差是正を図り、産業内の公正競争を確保することで、産業全体の健全かつ持続的な成長を促す役割を担っている。

②、2024年の春季生活闘争において、県内地場組織労働者の賃金は5%を超える上昇率となっている。

③、短時間労働者、女性労働者の時間給は令和4年に1,000円を超過しており、高卒初任給についても時給換算で1,100円を超過している。

自動車・同附属品製造業の最低賃金は、昨年10円の引上げ額に留まった経緯もあり、他の産業及び他県に比べ見劣りする結果となっていることに加え、金属労協が目指す1,100円には程遠い状況にあります。

労働側としては、他産業との格差是正と人材の確保、特に若者を中心とした有望な人材の県外流出に歯止めをかけるためにも、昨年の未達分を含めた金額の引上げが必要と考えております。

各委員の皆様のご理解をお願いいたします。

以上です。

(今井部会長)

ありがとうございました。

続いて自動車関係の使用者側からお願いいたします。

(海宝委員)

海宝と申します、よろしくをお願いいたします。

では、令和6年度山梨県自動車・同附属部品製造の最低賃金審議に関する使用者側の見解につきまして。

今年度の山梨県自動車・同附属部品製造の最低賃金の審議について、使用者側として以下のとおり見解を述べさせていただきます。

現在、日本の経済は、消費やインバウンド需要の回復、設備投資が拡大するなど、経済活動の正常化に向けた動きが見られるものの、円安の影響によるエネルギーコストや原材料価格、各種部品の高騰、中国や欧米諸国経済の先行き懸念など、国内景気や企業収益に与える影響は依然として先行き不透明な状況となっています。

そのような経済状況の中、自動車部品業界においては、在庫調整の長期化や輸送コストの増加、人材確保に伴う人件費の上昇、物価高などのコストアップが企業の

キャッシュフローを悪化させる要因にもなっています。

直近の国内自動車市場動向も、四輪車生産台数、二輪車生産台数とも前年を下回る結果となる月が散見されています。

また将来に渡って企業を存続させるため、D Xの導入、G X対応などの投資負担が増えている中、企業が賃上げの原資を確保するため価格交渉・価格転嫁は必須の要件ではありますが、政府、各省庁の後押しはあるものの中小・下請け企業が適正な結果を得られた実績は未だ小さく、厳しい経営を強いられている企業が多くあります。

使用者側として、ここ数年の大幅な賃上げには無理を承知で協力してきましたが、資金力に限界がある中で、事業を継続してゆく事が最大の責務であり、賃金支払能力の低下を危惧しながら、大きく変化する外部環境の中でも利益確保に苦慮していることを是非とも御理解頂きたい。

上述の現状を踏まえて経済状況を鑑み、中小・零細企業の窮状を考慮し、賃金支払能力に焦点を当てることが最重要であり、事業存続と雇用の維持を最優先とすべきであると考えているため、当専門部会における特定最低賃金の審議には慎重な検討と適切な判断を要望いたします。

以上です。

(今井部会長)

ありがとうございました。

双方から基本的見解が発表されましたが、それらに対しまして議論にわたらない範囲で、御質問、御意見等がありましたらお願いします。

(各側委員)

(質問意見等なし。)

#### **【 議事（４）今年度の審議の進め方について 】**

(今井部会長)

よろしいでしょうか。

それでは、議事の（４）「今年度の審議の進め方について」に移ります。

事務局から説明をお願いいたします。

(賃金室長)

説明いたします。

金額審議におきましては、各側から御提示いただく金額の表明方法についてでございます。

具体的な金額審議に入る初回の専門部会、本年度の場合も電機、自動車ともに第2回の専門部会となりますが、その際に労働者側、使用者側それぞれから最初に御提示いただく金額の表明方法について、令和2年度の審議から、その金額を前日の午後3時頃までに事務局にお知らせいただき、この金額を事務局から各委員の皆様へ、その日のうちにメールでお知らせさせていただいております。

これによりまして、労使双方から最初に御提示いただく金額を公益委員に御確認いただくステップを省略することができまして、審議の効率化が図られ、また、各委員の皆様へ、出発点となる労使双方の金額をあらかじめ御承知いただいた上で、専門部会に臨んでいただくことによって、その後の金額審議がスムーズに進みやすくなる効果があったものと考えられておりますので、今年度もこのような形でさせていただきたいと思っております。

第2回の専門部会の当日は、会議の冒頭に、全委員が揃っている場で、あらためて双方から金額の表明をしていただき、その後、金額審議に入っていただき、率直な意見交換が必要となりましたら、それぞれの控室に分かれていただき、個別協議をいただくこととしております。

本年度も昨年度までと同様の方法により、金額審議を行っていただくことの可否について、御審議をよろしくお願ひしたいと思っております。

(今井部会長)

ありがとうございます。

私としましては、昨年度と同様でよろしいのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

(各側委員)

(意見等なし。)

(今井部会長)

それでは、全員御了解いただいたということで。

最初の金額の提示方法は、昨年度と同様といたしますので、第2回専門部会前日の午後3時までに事務局へ金額をお知らせいただくようお願いいたします。

## 【 議事（5）その他 】

(今井部会長)

それでは、次の議事「（5）その他」に入ります。

何かございますか。

(各側委員)

(意見等なし。)

(今井部会長)

労使なければ、事務局から何かございますでしょうか。

(賃金室長)

次回の専門部会の日程につきまして、先ほども、一番始めに御承認いただきましたけれども、電機の専門部会は、10月11日金曜日の午前9時30分から、会場は、本日と場所が変わり、山梨労働局庁舎の1階会議室となります。

自動車につきましては、10月29日火曜日の午後2時から、会場は、山梨労働局庁舎の1階会議室となりますので、どうぞよろしく願いいたします。

(今井部会長)

よろしいでしょうか。

他にないようでしたら、以上をもちまして本日の第1回合同専門部会を終了いたします。

なお、本日の議事録の確認は、労働者側は小林賢委員、使用者側は山岸委員にお願いいたします。

本日はお疲れ様でした。